

ポイント

建築基準法による内装仕上げの制限

住宅などの居室の内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発散する建材には、次のような制限が行われます。

建築材料の区分	ホルムアルデヒドの発散	JIS・JAS などの表示記号	内装仕上げの制限
建築基準法の 規制対象外	少ない 放散速度 5 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ 以下	F☆☆☆☆	制限なしに使える
第3種ホルムアルデヒド 発散建築材料	↑ 5 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ ~20 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$	F☆☆☆	使用面積が制限 される
第2種ホルムアルデヒド 発散建築材料	↓ 20 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ ~120 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$	F☆☆☆	
第1種ホルムアルデヒド 発散建築材料	多い 120 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ 超	旧E ₂ ,Fc ₂ 又は表示なし	使用禁止

※1 μg (マイクログラム)：100万分の1gの重さ。放散速度1 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ は建材1 m^2 につき1時間当たり1 μg の化学物質が発散されることをいいます。

※2 建築物の部分に使用して5年経過したものについては、制限なし。

規制対象となる建材は次の通りで、これらには、原則としてJIS、JASまたは国土交通大臣認定による等級付けが必要となります。

木質建材(合板、木質フローリング、パーティクルボード、MDFなど)、
壁紙、ホルムアルデヒドを含む断熱材、接着剤、塗料、仕上塗材など